

Title	五島茂著 イギリス産業革命社会史研究 “Dorchester Labourers, 1834-1840”の事件の研究
Sub Title	Study in social history of the industrial revolution in England, by S. Goto
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1950
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.3 (1950. 9) ,p.198(62)- 203(67)
JaLC DOI	10.14991/001.19500901-0062
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19500901-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

五島 茂著

『イギリス産業革命社會史研究』

Dorchester Labourers, 1834—1840 事件の研究

飯田 鼎

わが國に於ける英國の勞働問題に關する研究は、卒直に言つて未だその啓蒙期を脱していない。故上田貞治郎博士が一九二三年、名著「英國産業革命史論」を、ついで一九二四年チャールスト運動を中心題目とする「産業革命史研究」を世に問われ、以來、英國の勞働問題への認識は次第に昂まりつゝあつたが然し其にも拘わらず、その後には注目すべき勞作は名著の翻譯紹介を除けば、誠に寥寥たる有様であつて、山中篤太郎教授の大著「勞働組合法の生成と變轉」の如きは實にその數少い著作の一つであらう。

然らば英國の社會史を、殊更に勞働問題の側面から把握する研究が、何故わが國に於いて乏しいかと言ふに、所謂「暗い谷間」の期間を通じての自由な研究への弾壓を始めとして、その

理由は種々數えられるであらうが、少くとも一つには其が英國の勞働問題に關する資料——とりわけ勞働運動に直接たづさわつた人々の手稿、議會報告書乃至は事件當時の日刊週刊諸新聞等——の絶對的な缺乏によることも又周知の事實であらう。

之に反し英國に關する社會經濟史的研究が、本位田祥男、本庄榮治郎、野村兼太郎の諸博士によつてその新しい分野が開拓され、特に最近之を受けついで大塚久雄教授を中心とする比較經濟史的研究は、更に一步をすすめて海外諸名著の翻譯紹介の域を脱却し、かつて見られなかつた獨創性を發揮したという事實は、反對陣營よりする種々の批判はともかく、わが國に於ける社會經濟史の研究が、その啓蒙期を脱しつゝあることの何よりの證據であらう。だがわが國に於ける英國社會經濟史の研究も、勞働問題の場合と同じくその資料蒐集の點に於いて大きな困難を感じつゝあることは事實である。而してこのような研究資料の絶對的不足を嘆じつゝあつたわれわれにとつて、今回の五島茂氏の「イギリス産業革命社會史研究」は正に晴天の慈雨であり、異常な示唆を含むものであると言わなければならぬ。

二

老大な「ロバート・オーエン著作史」を著し、多年オーエン研究をもつて令名ある著者は本書の序文において言ふ。「本書

の主題はイギリス産業革命社會史の特徵的一突角たるドーチェスタ労働者事件(1834—1840)である。産業革命のアンブライム・トリブルたる近代労働者階級の生成發展史の、このクライマックスの一時を、その前後の時期から應たちきつて、本事件のみを照射してかかる一篇にしたのは全く著者の研究の都合による。もつと包括的な著者多年のロバート・オーエン研究の途上、その外篇として生れたものだからだ」と。

即ち本書は著者が明瞭に述べているように、英國産業革命のいわゆる『嵐と熱狂の時代』の一エポックの頂點をなすドーチェスタ事件を捉え、この事件の勃發、進展そして終焉に至るまでの、およそ七年間の事件の流れを、著者が在英中大英博物館に於いて苦心蒐集し、資料によつて詳細に分析し綜合し、更に之によつて從來ややもすれば既に解決済みの問題とされ、等閑視され勝ちな産業革命の意義を、通説の破壊的批判と新學説の積極的形式の意味において大いなる謎として把握し、かくしてその眞相を明らかにしようとしたものにはかならない。換言すれば通俗的に理解された産業革命の意義を、あらためて修正することを企圖するものである。而してこのような調期的な意圖の下に計画された本書が、その完成に至るまで、在英以來十七年の日子を費した事實を認識するとき、更にこの書が果す重要性への期待は大きい。

五島茂著「イギリス産業革命社會史研究」

本書は八章から成り、序説、一、事件の發端、二、事件審理の經過、三、二つの分析、四、怒濤、五、クライマックス——エポック、六、流刑地、七、ドーチェスタ中央委員會(上)、八、ドーチェスタ中央委員會(下)である。事件發端の歴史的事實の解明から説き起して、事件の主人公である六人のドーチェスタ・トウルパドウル農業労働者友愛組合員、ジョージ・ラブレス(George Lovelass)、ジョージ・ラブレス(James Lovelass)、トーマス・スタンフィールド(Thomas Standfield)、ジョン・スタンフィールド(John Sandfield)、ジェームス・ハメット(James Hammet)、ジェームス・ブライン(James Brine)等が、非合法宣誓によつて拘束する非合法秘密結社關係を結ぶ不逞の輩として、無智輕卒なる者を故意に欺くかくれたる人々として、一八三四年二月二十四日一齊に檢擧される。間もなく三月二十一日七年の流刑の申渡しがあり、やがて流刑をして其が當時の労働組合運動への深刻なる衝撃と、組合の危機を齎した前後の事情を述べ、更に流刑囚の僻地オーストラリアにおける悲惨な生活記録に言及する。そしてついに組合員の熱烈な精神的物質的援助は、流刑囚を激勵しつゝ國內輿論を沸騰させ四年間を以て六人の犠牲者達の流刑生活は終り、一八三八年三月十七日歸還。その後ドーチェスタ中央委員會は以後このような殘忍な流刑制度を撤廢するよう政府に勧告し、ついにその日

的を成就するといふ七年の長い事件の流を、豊富な資料を充分に駆使して手際よく纏められている。全體を通じてすべての讀者が共通に受ける印象は、勃發・飛躍・最高潮・冷却・靜穩と極めてリズムカルな著者の筆致とロマンチックな技巧の特異性である。人々は、この書を無味乾燥な資料の集積としてではなく、むしろ一つの文學として快く讀み了ることが出来るであらう。

本書の内容を詳細に紹介し批判検討するためには、筆者の非才を以てしては到底不可能であり、又優に一卷の著書を必要とする。只恐れるところは苟くもこの貧しい批判が、果してこの名著の紹介批評に値するかどうかである。ともあれ、今は唯この書を通じて、一八三〇年代の農業労働者の運動の一斷面を考察することをもつて満足しなければならぬ。

三

マルクスをして、「小作農業者に飼用されている一切の動物中、有聲器具たる労働者こそ最も苛酷に使役され最も不良に給食され、最も殘忍に待遇されるところのものとなつた」といふ事實は、一八三〇年にスイング一揆が燃え輝く穀禾の炎を以て農業英國の表面下にも亦工業英國の表面下における如く、窮乏と暗澹たる反抗的不満が旺んに燃え上つてゐることを支配階級に

示したときまで、靜穩に持續した」(マルクス・資本論、高島譯第一卷、第二分册六六五頁)と言わしめた如く、一八三〇年代は英國労働運動史上革命的な時代と呼ばれるに値した。

即ちわれわれがはじめて漠然と「労働組合」と呼ばれる或る大きな闇の力に關する記事に出遇うのは一八三〇年から一八三四年の間の新聞論說である。一八二九年から一八三四年までの新組合運動を構成したものは、一定の職業の全國的組合ばかりでなく實に又一切の筋肉労働者を包括的な一體に包含しようとする労働組合指導者の企てである。(S. and B. Webb, History of Trade Unionism, PP113-114)そしてこのよりな新しき組合運動の傾向が、ニュー・ユニオンイズム(New Unionism)であり、而も是が頂點となつたものこそ、全國労働組合大連合(Grand National Consolidated Trades' union)であつた。

労働者による政治運動に絶望し又之を無効としたオーエンはトレイド・ユニオンズ乃至、トレード・クラブと稱せられた各産業部門の個別組合、或は全國的組合の如き野心度の低い穩健なオールド・ユニオンイズムに對比して、はじめから代議員制を機とするピラミッド型の全産業部門別各労働組合の横斷的全國連合體を組織した。當時農業労働者の組合は未發達であり、資本主義國として最も輝かしい發展をとげた英國においてすら、農業労働者の團結への力は他の工業労働者の場合と比べて極め

て弱く英國全土に亘つて農業労働者組合が結成されたのは實にこの事件を隔てること四十年、一八七二年の頃であつたと言われよう。(Hasbach, A History of the English Agricultural Laborers, 1908, P. 276)

然しながら當時の農業労働者といへども、既にこのような澎湃たる組合運動に對して、關心を示しつゝあつたことも又事實である。即ち著者は言う「有力な各大組合はもとより、それまで組織不可能と思われていた農業労働者及び婦人労働者の階層からの参加も數萬と言われ、未組織の産業部門や地域への擴張また異常な數に上り、まさにこの労働組合主義マニフェの開始により、イングランド、スコットランド、アイルランドに亘る全労働者階級はその希望と夢と全施設をこゝに賭して、たゞ一本の旗のもとに集つたかの如く見えた」と。(二六頁)このような労働組合運動の渦中にわがトウルバドウル農業労働者友愛組合は生れた。そして匪々友愛組合と稱し若しくは耕作者組合と稱したのは、その實・賃金斗争を目的とした農業労働者組合の偽装であつて、この種の組合としては、この以前一七七三年にドーセットシャ・プランフォードには六十人の組合を有する一友愛組合があつたと言われている。

だがこゝに注目すべき事實は何故に彼等がかくの如き偽装を敢えてせねばならなかつたかということである。一七九九年、

五島茂著「イギリス産業革命社會史研究」

一八〇〇年の團結禁止法が一八二四年には、フランシス・ブレイス Francis Place、及びジョセフ・ハナム Joseph Hume 等のつむゆるペンサム主義者の努力によつて撤廢され、労働者の團結と結社を許すことは、其が資本にとつて限りなき脅威を齎すものではなく、却つて契約自由の原則を實現するものであり、この結果は逆に労働者をして、資本の壓力に對して團結することを無用に歸せしめるといふ個人主義的自由主義的思想は未だ衰えてはいなかつた。團結禁止法は本來資本の擁護を目的としたものであり、又資本の労働への壓力が比較的微弱であつた。一八〇〇年代に於いては、團結禁止法は不可缺のものであつたが、一八二〇年代に至るや、やがて其は資本の自由な活動のために却つて極端となり、このような資本の自己運動の法則が實にこの苛酷な法律を撤廢させたのである。

従つて一八三〇年代に於ける労働組合運動はフランス革命後の恐怖と絶望の反動的な性格のものではなく、むしろ資本制生産の内部にその歴史的な運命を探り求める組織された労働者の運動であつた。即ち著者は言う。「反抗の原始主義は漸次清算されつゝあつた。當時既に工業プロレタリアートの間には普及していた労働組合による生活窮乏打開の方法が、農民蜂起の手いたい教訓をこえて、ようやくこの最も進歩低度なりし農業労働者の世界にも入り込んで來た。労働組合運動を彼等のおそろ

しきまでの低賃金からおこる不幸と貧困を軽減しうる一實踐と見るに至つたからである」と。(十九頁)

然らばこのような労働組合運動の開花期に當つて、封建的な傳統なお濃やかなりし農村に於いて、六人の中三人までが眞摯なメンディストであつた人々が、何故に「無智輕卒な人々を故意に偽く輩」(三六頁)として捕えられねばならなかつたか。

この理由を著者は明瞭に次の如く説明されている。「リベラルな政治権力者ホイッグ内閣官邊その司法的代辯實踐者たる法官治安判事は、労働組合彈壓方針から、農村地主、資本家の借地農は、自己の利益防衛の必要から、國教會派牧師は宗派意識に驅られて、このトウルバドウル農業労働者友愛組合問題に直面したとき、その三つの利害は一致した。つまり事件犠牲者たちの労働運動者意識の水準如何に拘わらず、組合それ自體の弱體さをも問題ではなく、ただグラント・ナショナルの組合をかかふる農村につくつたというだけのこと、如上の三つの利害の交錯の切點としてこの事件が爆發したのである」と。(三六一三七頁)

即ち著者はドーチェスター事件を惹起させる契機となつたものが、ホイッグ的資本家と官僚及び牧師或は農村地主の共同利益防衛のための陰謀であるとされ、更に直接の契機は、組合加入に際しての「誓」であつたと決論される。(四四頁)然し間

ものではなかつた。この事件を通じて見られる労働者の熱情は普通選舉權獲得の雄叫びとなり、一大政治運動として現象すべき萌芽を作り出しつゝあつた。實にこの事件こそは労働者階級をして、二大政黨の偽善と不信とを身を以て體験せしめたものであり、チャーチスト運動のための大きな捨石となつた點において、忘れることの出来ない意味をもつてゐる。いい換へるならば、ドーチェスター事件は約一世紀に亘る産業革命史上の一エピソードとしてではなく、労働者の自發的な大政治運動のための序曲としてのみ、劃期的な意味をもつてはなからうか。

四

だがここに忘れてはならないことは、従來までの産業革命への理解はともすれば英國社會經濟史のはなやかな一頁を飾るにとどまつて、其が直接或は間接に觸した社會的變革の深刻さと、更にその中に苦悶し懊惱する労働者階級の赤裸々な人間性の探求に於いて些か欠けるところがなかつたであらうか。いうまでもなく産業革命そのものの認識と理解とが、二十世紀の今日でさえもその方法論に於いて、或は又その具體的な把握に於いて多くの異なる見解を出しているのであつて、クラッパム(Clapham)とハモンド夫妻(Hummonds)の論争の如きは、尙われわれの記憶に新しいところである。計量的統計的

題は果して之を以て盡きるものであらうか。この事件がたとい支配階級の陰謀に歸せられるとしても、注意深い讀者は、百年前の英國において、この「誓」といふ事實がどのような社會的意味で理解すべきかを考えざるを得まい。「誓」とはおよそ何れの國においても、初期労働運動に宿命的なものであり、特に團結禁止法下の英國において甚だしかつた。まことにウェッブがいう如く、「原野の一隅における志士の深夜の會合、地下に埋めた記録の箱、秘密の宣誓、首領の長い間の入獄等、すべてこゝろいものは古い組合の傳統であつた。(Webb, History of Trade Unionism, 1920, P64)

だが既に團結禁止法が解かれて以來十年、結社の自由が保證せられるべき英國に於いて、グラント・ナショナルの色濃きトウルバドウルの運動が展開されるや、嚴肅な宣誓の下に加入せねばならなかつた事實と之に對する酷烈な彈壓とは、資本主義英國の農村における「資本と労働との闘争」が、何よりも先ず明白に而も規則的に行われなかつたことを示している。即ち農村に於ける労働者の運動が一八三〇年の農民蜂起以來急激に發展したとは言へ、資本制生産そのものにまつる農村の地位は、ややもすれば農業労働者の運動を突發的ならしめ、そしてこれが支配階級の神經を不當に刺戟したことは争ひ得ない。然し乍らこの運動は決して燒石への一滴の水としてとどまる

な方法論をもつて、最も嚴密に最も客觀的にまとめ上げられたクラッパムの名著「近代英國經濟史」(J. H. Clapham, An Economic History of Modern Britain, 3 vols. Cambridge, 1926—1928)は、産業革命が労働者階級の生活状態を益々悪化せしめたという従來までの通説を一つの傳説として捉え、生計費及び賃金を統計的に研究した結果、少くとも物的生活の水準に關する限り彼等の状態は劣悪化しなかつたという結論を得て産業革命史研究に一波紋を巻き起した。だがこれは圖らずも優れた産業革命史家として労働者階級に多大の同情をよせていたハモンド夫妻との間に意見の對立を醸した。

産業革命の歴史的研究に、何よりも先ず労働者階級の苦惱をとり上げ、その結果としての労働者の組織的運動に著目したハモンド夫妻は、その數多くの勞作を通じて、常に資本制社會の不安と動搖の中に生活を營む彼等の人間性を描寫した。この論争がどのような結論を齎したかは今にわか二斷じ難いが、何れにしても舊い産業革命の意義を温めた點において捨て難い意味をもつてゐる。

『イギリス産業革命社會史研究』と題する本書は、世にあり勝ちな資料の紹介批判の域を脱し、むしろその當時の労働者の苦惱のあとをこの事件を通じて内在的に把握している。このような意味に於いて本書は又貴重な勞作であるといわなければならぬ。(一九五〇・四・八)